

答 申

第 1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が、開示請求の対象となった公文書について、部分開示としたことは妥当である。

第 2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

審査請求人は、沖縄県情報公開条例（平成 13 年沖縄県条例第 37 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、平成 30 年 2 月 19 日付けで実施機関に対し、「しまくとぅばの普及促進に係る広報・イベント等開催事業委託業務」について、公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求について、特定企業が実施機関へ提出した「しまくとぅばの普及促進に係る広報・イベント等委託業務に係る見積書」（以下「本件公文書」という。）を特定し、条例第 7 条第 3 号に該当することを理由として、公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 30 年 3 月 31 日付け文文第 532-2 号により審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、平成 30 年 4 月 4 日付けで実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第 21 条の規定により、平成 30 年 6 月 15 日付け沖縄県諮問文第 2 号により沖縄県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第 3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

部分開示ではなく、全開示を求める。

2 審査請求の理由

公的資金の流れが判明できないため。

第4 実施機関の弁明書

実施機関の提出した弁明書によれば、本件処分に至るまでの経緯及び部分開示の妥当性は次のとおりである。

1 本件処分に至るまでの経緯

平成30年2月19日付けで請求者から公文書開示請求書が提出され、請求のあった公文書に「県以外のものに関する情報が記録されており、そのものの意見を聴取する必要がある」ことから、条例第16条第2項に基づき、特定企業に対して平成30年3月1日付けで意見照会を行うとともに、条例第12条第2項の規定により請求者に対して開示決定等期間延長の通知を行った。

2 部分開示の妥当性について

- (1) 開示される情報の中に条例第7条第3号に規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するものが含まれていることから、部分開示としたところである。
- (2) 当該特定企業の見積書は、広告・イベント会社としての経営ノウハウに基づき作成されたものである。具体的には広告媒体として活用するメディアと契約予定金額、CMやイベントに出演するタレント等個人の出演料等は、当該特定企業が相手方との協議・交渉によって、いわゆる企業努力によって個々に設定された成果であることから、当該部分については不開示としたところである。
- (3) 不開示とした情報が流出し、他の同業会社が知るところとなった場合には、当該特定企業の今後の経営活動に多大な支障を及ぼすとともに、協議・交渉の相手方との信頼関係が大きく損なわれるものと推認されることから、部分開示としたことは妥当性がある。
- (4) 更にタレント等の出演料は一般的に守秘義務があると聞いているほか、メディア等の活用情報については、企業経営の要といえる情報であり、通常公にされるものではないと認められる。
- (5) 以上のことから、本件公文書について部分開示としたものである。

第5 審査会の判断理由

本件公文書は、特定企業が実施機関へ提出した「しまくとぅばの普及促進に

係る広報・イベント等委託業務に係る見積書」であり、実施機関はこれを条例第7条第3号に該当するとして部分開示決定としたものである。

1 条例第7条第3号について

条例第7条第3号は、法人等に関する情報の不開示情報、又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めたものであり、「当該情報を公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については不開示とする旨を定めているものである。

ここで言う「法人等に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等と何らかの関連性を有する情報を指すものである。なお、法人等の構成員に関する情報も、法人等に関する情報であるものと考えられる。

また「当該法人等又は当該個人の権利」とは、法的保護に値する権利一切を指し、「競争上の地位」とは、法人等の公正な競争関係における地位を指し、「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等、法人等の運営上の地位を広く含むものであると解される。

そのほか「害するおそれ」があるかどうかの判断にあたっては、法人等の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等の憲法上の権利の保護の必要性や、当該法人等と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

2 条例第7条第3号該当性

審査会では、本件公文書における実施機関の不開示箇所の条例第7条第3号該当性について、実施機関による特定企業に対する意見照会の内容を踏まえて審査を行った。

その結果、まず「2. 直接人件費」欄の「主任研究員」及び「研究員」に係る不開示箇所については、法人等の構成員に関する情報であるため、同号に該当するものと認められる。

「単価」、「数量内訳」及び「小計」欄については、CMやイベント等に出演するタレント個人の出演料の記載があるほか、広告媒体として活用するメディアとの契約予定金額等が示されており、特定企業が取引のある企業との協議、交渉の企業努力により個々に設定された成果であるものと考えられる。

また、その他の不開示項目については、特定企業の取引先やメディア等の活用情報が含まれているため、特定企業の権利利益に関する情報である。

これらの情報については、特定企業における企業経営の要と言える情報であり、当該情報を公にした場合、経営上のノウハウが流出し、取引のある企業との信頼関係も大きく損なわれるなど、今後の経営活動に多大な支障を及ぼすこ

とが認められるため、「当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するものとして、不開示が妥当であると判断する。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
赤嶺 真也	弁護士	
井上 禎男	琉球大学教授	会長
上江洲 純子	沖縄国際大学教授	
植松 孝則	弁護士	会長職務代理者
儀部 和歌子	弁護士	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成30年6月18日	諮問書受理
平成30年10月4日	審議（第293回）
平成30年10月12日	審議（第294回）
平成30年10月30日	審議（第295回）